

大阪市オーパス・スポーツ施設 未登録者用利用申請書 (当選分・空き)

私は、次のとおりスポーツ施設の利用申請をおこないます。

※太枠内を黒ボールペンでご記入ください。

申請日	令和 年 月 日	受付番号							
申請者	フリガナ 氏名	(姓)	(名)	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日				
	フリガナ 住所 (自宅)	(〒 -)							
	電話番号(自宅)	()	-	連絡先(携帯等)	()	-			

※当選分の申請の場合はご記入ください。

申請者・学校の勤務	フリガナ 名称		電話番号	()	-
	住所(勤務先・学校)	(〒 -)			

※申請者が未成年の場合は、保護者の同意が必要です。

保護者同意欄	私(保護者)は、申請者とともに大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムのスポーツ施設利用申込みに際し、申請者に連帯して責務を負うことに同意します。							
	フリガナ 氏名	(姓)	(名)	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日			
	住所	(〒 -)			電話番号	()	-	

《個人情報保護について》 ご記入いただきました個人情報は、大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム運用のため必要と認められる処理業務に利用します。その管理については関連法令を遵守し厳正に取り扱います。

利用日	利用時間	施設名称	種目	利用人数
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			
令和 年 月 日()	時～ 時			

ご注意:本申請書の記入内容については、コンピュータにより処理されます。

予約の取消は、利用申請した日から

{ 施設Aについては利用日の10日前まで
施設Bについては利用日の21日前まで

取消可能な期間が過ぎますと、取消しができなくなり、施設使用料が発生しますので、ご注意ください。

(還付請求可能な場合は、利用日から30日以内に請求書をご提出ください。請求が遅れる場合は、理由のご説明もお願いします。)

施設A	テニスコート・扇町プール卓球場・野球場(南港中央野球場を除く)・運動場・韃テニスセンター卓球場
施設B	体育館・スポーツセンター・扇町プール体育場・鶴見緑地球技場・南港中央野球場・韃テニスセンター会議室

各施設に関する利用上の注意、その他各条例の利用制限に関する事項については、各施設へお問合せください。

※ 施設の使用は必ず利用申請者が使用し、本人確認資料と許可証兼領収書をご持参ください。
当日、施設管理者が本人確認資料と許可書兼領収書を確認させていただくことがあります。

(注)暴力団の利益になる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明した場合は、使用許可の取消等を行います。上記事由を確認する必要がある場合には、条例に基づき大阪府警察本部に照会することがあります。

※ 電話による当選確認は 06-4796-8801へ インターネットは <http://opas.jp/> 携帯ウェブは <http://opas.jp/m/>

大阪市公園条例(抜粋)

(使用許可の制限)

第9条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用を許可してはならない。

(4)暴力団の利益になるとき

(使用許可の取消し等)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行施設からの退場を命ずることができる。

(2)前条各号に定める事由が発生したとき

(意見の聴取)

第9条の7 指定管理者は、第9条の2の規定による許可に関し必要があると認めるときは、第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

大阪市立体育館条例(抜粋)

(使用許可の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の利益になるとき

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(2)前条各号に定める事由が発生したとき

(意見の聴取)

第7条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第6条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

大阪市立プール条例(抜粋)

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の利益になるとき

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(2)前条各号に定める事由が発生したとき

(意見の聴取)

第6条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。